

放送通信委員会における「ビッグデータ個人情報保護のガイドライン」発表

放送通信委員会(委員長チェ・ソンジュン)は、去る2014年12月23日にビッグデータの処理・活用に関連して個人情報の保護と安全な利用環境づくりのための具体的な基準を提示する「ビッグデータ個人情報保護のガイドライン」(以下、「ガイドライン」といいます。)を発表しました。

1. ビッグデータの処理と個人情報の保護に関する初のガイドライン

リアルタイム、非定型データを含む大規模なデータを意味するビッグデータは、新しい付加価値創出のための経済的資産として認識されており、国家産業における政策上、ビッグデータを活性化させるべきであるという声が高まっています。しかし、ビッグデータ処理技術の発展と共にデータ分析を通じて情報主体の性向及び行為を予測し、単独では識別力のない情報等を結合・分析して識別力のある情報を作り出すプロファイリング(profiling)技術等が発展するにつれ、それによるプライバシー侵害のおそれも同様に高まっています。現行の情報通信網法などの個人情報保護関連の法令では、個人情報の収集・利用のためには、個人情報主体の事前同意(Opt-In)を受けることを原則としているところ、大量のデータを収集して処理するビッグデータ産業の特性上、事前同意方式のデータ収集・処理が容易ではないため、事業者は事業者なりに規制不確実性という困難を抱えており、ユーザーの個人情報保護についても十分な効果を得ていないという問題点が提起されて来ました。

このような現実を反映して本ガイドラインは、情報通信サービスの提供者である事業者が、公開された個人情報、又はユーザーが情報通信サービスを利用する過程で自動的に発生する利用内訳情報等を収集・保存・組合せ・分析等の処理をして新しい情報を生成するにあたり、ユーザーの個人情報を誤用・濫用することを防止する一方、関連法令の下でビッグデータの活用を極大化することができるような方案を提示しています。

2. 個人識別情報に対する徹底した「非識別化」措置(第3条、第4条、第5条等)

本ガイドラインは、公開された情報及び利用内訳情報に個人情報が含まれている場合、収集の時からデータ値の削

除、仮名処理、統計処理、カテゴリー化、データマスキング等を通じて個人情報の一部又は全部を削除するか、代替することにより、他の情報と容易に結合しても特定個人を識別することができないようにする非識別化の措置を求め一方、そのように非識別化措置を取った場合、事業者等はユーザーの同意なしに情報を収集・利用し(第4条)、これを第三者に提供することができ(第10条)、ユーザーが拒否の意思表示をしない限り、自身のサービス提供業務の遂行のために内部で利用することができるようにしています(第9条)。これは、今回ガイドラインにおいてユーザーの個人情報保護と事業者のビッグデータ活用との均衡をとるための最も核心的な内容です。

3. ビッグデータ処理の事実・目的等の公開による透明性の確保(第4条、第5条、第6条)

情報技術の発展によって個人情報が知らぬ間に収集・活用される可能性が常に存在し、情報の主体が自らのプライバシーを侵害する可能性があるかどうかさえも把握しにくいのが現実です。このため、本ガイドラインは、事業者が個人情報の含まれた公開情報と利用内訳情報を収集・利用する場合、その処理事実、収集した出所及び目的と共に、そこから個人情報が含まれた新たな情報が生成されうるという事実と、その処理方法を個人情報の取扱方針を介して公開するようにしています。また、公開された個人情報を収集・処理する場合、ユーザー等の要求があれば、収集の出所、処理目的と共に当該個人情報の処理停止を要求する権利があるという事実をユーザーに告知するように規定しています。

4. 個人情報の再識別時における即時破棄及び非識別化措置(第3条、第6条)

非識別処理された公開情報及び利用内訳情報を処理して生成した情報に個人情報が含まれて再識別される場合、事業者等はこれを直ちに破棄するか、又は追加的な非識別化措置を取らなければなりません。

5. 敏感情報及び通信秘密の収集・利用・分析等処理禁止(第7条、第8条)

ユーザーから別途の同意を得ない限り、特定個人の思想・信念、政治的見解等、敏感情報の生成を目的とした情報処理や送信中の電子メール、テキスト文字等、通信内容に対する情報処理は禁止されます。

6. 収集された情報の保存・管理の際、「技術的・管理的保護措置」施行(第3条第2項)

事業者等は、非識別化措置が取られた情報であっても、情報を保存・管理している情報処理システムに対する技術的・管理的保護措置を適用しなければなりません。即ち、侵入遮断システムなどの接近統制装置を設けてアクセス記録に対する偽造・変造の防止措置を取らなければならず、ワクチンソフトの設置・運営等、悪性プログラムによる侵害防止措置等を適用しなければなりません。

7. 結び

本ガイドラインは、現行の個人情報保護関連法令の下で、個人情報保護及びビッグデータ産業の発展との間のバランスを模索するための合理的な基準を設定したということに大きな意味があります。個人情報を保護すると同時に、インターネット分野の新しい成長エネルギーであるビッグデータ産業が活性化されることとなる、意義深い出発点になるものと期待されます。事業者等は、非識別化等のガイドラインにおいて提示された基準に符合する情報処理ができるように業務プロセスを整備していく一方、保存・保管する情報に対する技術的・管理的保護措置に注意していく必要があります。

上記の内容につきまして、ご質問等がおありの方は、下記の連絡先までご連絡ください。より詳しい内容についてご相談を承ります。

-
- | | |
|---------------------------------|---|
| ● Jong-Soo Yoon(パートナー弁護士) | TEL. 02 316 4040 E-Mail. jsyoon@shinkim.com |
| ● Yoon-Hee Kim(パートナー弁護士、日本語対応可) | TEL. 02 316 4025 E-Mail. yhekim@shinkim.com |
| ● Hyun-Jeong Kang(パートナー弁護士) | TEL. 02 316 4080 E-Mail. hjkang@shinkim.com |
-

Chambers Asia-Pacific Awards 2014
South Korea Law Firm of the Year : Shin & Kim



法律法人 世宗
SHIN & KIM

The content and opinions expressed within SHIN & KIM's regular newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.

<http://www.shinkim.com>